

京情審答申第49号

平成16年5月14日

京都府知事

山田啓二様

京都府情報公開審査会

会長 錦織成史

公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年1月31日付け5財産第33号で諮問のあった事案について、  
次のとおり答申します。

## 第 1 審査会の結論

実施機関が非公開とした「きょうと府民だよりの印刷に係る予定価格調書（平成 10 年～平成 14 年分）」は、公開すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 14 年 11 月 26 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「府民だより（印刷）の平成 10 年～14 年度分の予定価格がわかるもの」に関する公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、上記請求に対し「きょうと府民だよりの印刷に係る予定価格調書（平成 10 年～平成 14 年分）」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定の上、平成 14 年 12 月 9 日、本件公文書について非公開決定を行い、同日、公文書非公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 3 平成 15 年 1 月 16 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号の規定により、本件公文書に係る公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立てを行った。
- 4 平成 15 年 1 月 31 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 予定価格について

実施機関は、「予定価格の設定基準や決定方法等についての規定はない」と説明する。しかし、契約当事者双方に共通する積算の基準が明示されないで、一方的に述べられる「適正かつ合理的な積算に基づく予定価格」には、客観的合理性は認められない。

実施機関は、予定価格の積算にあたって、京都府会計規則に基づくいくつかの考慮すべき点をあげるが、当たり前の一般論を「考慮する」としているだけで、その内実は不透明である。

そもそも、価格の適正さは、契約当事者の一方だけが身勝手に唱えるものではない。民間企業であれば、価格の適正を証するために見積内訳書を提出する。このように、契約行為の相手方に納得できる根拠を明示してこそ、価格は「適正」なのである。その点を秘匿したまま、一方的に「適正」を論じるのは、硬直した行政官吏思想に他ならない。

### 2 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、予定価格を公表すると、競争が制限され落札価格が高止まりになる、応札業者の見積努力を損なう、談合を誘発すると説明する。しかし、これらは入札制度の制度的疲労そのものに起因するもので、予定価格の公表との因果関係は、憶測でしかない。

例えば、民間企業間での契約では、予め業務の予算を明示して、その予算以下で業務のできる企業が競争に参加し、受注に向けて競争する。そして、提示された予算内で責任を持って業務遂行ができない企業は、競争に参加しないことが一般的である。したがって、予定価格が類推されることで、競争が制限されるとは考えられない。

また、予定価格と近似の価格で落札されることを問題視すること

自体が、極めて奇異である。適正な基準で積算したと自負する予定価格であれば、入札参加企業が適正コストに基づいて入札価格を積算した価格と近似して当然である。予定価格は、高止まりを制限するために設定されているのであり、その範囲内であれば、談合等の不正行為がない限り、何ら問題はない。

したがって、「きょうと府民だより」の予定価格（以下「本件情報」という。）は、条例第6条第5号に該当せず、公開すべきである。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 予定価格について

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として、長が予め設定するものである。

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）には、予定価格の設定基準や決定方法等についての規定はないが、京都府においては京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第146条第2項で、「予定価格を定める場合は、契約の目的となる物又は役務等について、当該物又は役務等の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しなければならない。」と規定している。

本件公文書の予定価格については、作版の作成に至るまでの費用、印刷、製本・加工の費用、用紙代等の費用及び契約数量（発行部数）等を考慮して定めている。

地方自治法第234条第3項の規定によると契約の相手方は、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者」とされている。

このように、予定価格制度は、開札後、契約担当者の裁量を容れ

ることなく、予定価格を基準として落札者を自動的に決定することで、入札における公正性を維持するものであるとされている。つまり、あらかじめ適正かつ合理的な積算に基づく予定価格を設定しておくことで、入札価格を評価する基準となるものとされている。

予定価格を探知された場合には、探知した者に競争入札に参加するにあたり極めて有利な基準を与えることになり、公正な競争が行われなくなるおそれがある。したがって、本来、予定価格の秘密は、厳しく保持しなければならないものである。

## 2 条例第6条第5号該当性について

実施機関が発注する印刷物には、発行部数や印刷の仕様がほぼ同じで、毎年繰り返して発注するものが多くあり、「きょうと府民だより」もその一つである。

このような場合、入札実施後であっても予定価格を公表すると、翌年に発注する同印刷物について、発行部数や仕様がほとんど変わらない場合には、その予定価格が前年に近い金額となることは容易に類推できる。さらに、数年間の予定価格の推移及び印刷物の仕様書を比較し、調査・分析すればかなり高い精度で予定価格を類推できることになり、実質的には予定価格を事前に公表するのと同様のことになる。

入札実施前に予定価格がほぼ正確に類推できることは、その価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになる、業者の見積努力を損なう、談合を誘因する等の弊害が十分考えられる。実際に、工事において予定価格を事前公表した地方公共団体で、高値落札が続いたとの事例が新聞等で報道されている。

このように、実施機関が印刷物の予定価格を公開することになれば、毎年繰り返し発注される印刷物の契約について、公正で自由な競争が阻害され、結果として、京都府が高止まりの価格で契約せざるを得ない状況が生じるおそれが十分あり、ひいては、京都府の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。

また、実施機関が把握している範囲においては、すべての都道府県で、同種の契約の予定価格を推測されるおそれがある等の理由に

より、印刷物の予定価格は、入札実施後も公表されていない。

予定価格を事後公表することの問題の核心は、将来に発生する同印刷物の予定価格をどの程度類推されるかという点にある。類推される予定価格が精度の高いものであれば、予定価格の事前公表に等しくなり、前述したような弊害が生じ、契約事務に支障が出る。

とりわけ、今回のように平成10年度から平成14年度の予定価格は、直近のものであり、すでに提供している「きょうと府民だより」の印刷の仕様書を比較・分析すれば、まさに翌年度の予定価格について、高い精度で類推できる。このような状況では、むしろ予定価格を非公開とすることにより、高止まりの価格で契約せざるを得ない状況を回避し、適正な競争の維持を図ることが、契約事務の適正な遂行、ひいては税の公正な執行につながるものである。

したがって、本件情報は、条例第6条第5号で保護すべき情報であると判断した。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての情報公開条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公にすることにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は情報公開条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の情報公開条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを

得ない情報があると判断し、これを情報公開条例第6条において公に  
してはならない情報として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該  
情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情  
報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判  
断されなければならない。

## 2 具体的な判断及びその理由

実施機関から予定価格調書に記載された情報のうち、本件情報以外  
の情報については、争わないとの説明があった。したがって、本件情  
報が、実施機関が説明するように情報公開条例第6条第5号に該当す  
るか否かについて、以下検討する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、平成10年度から平成14年度の「きょうと  
府民だより」の印刷に係る業務委託の入札の際に、実施機関が  
その予定価格を定めた予定価格調書である。予定価格調書には、  
予定価格のほか、品名、規格・品質・仕様及び数量等が記載さ  
れている。

### (2) 条例第6条第5号該当性について

ア 条例第6条第5号は、府又は国等が行う事務事業に関する  
情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当  
該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ  
があるものが記録されている公文書を非公開とすることを定め  
たものである。

イ 実施機関は、「きょうと府民だより」の印刷に係る業務委  
託は発行部数や仕様等毎年ほぼ同じ内容で繰り返し発注する  
ものであり、本件情報を公開すると、その価格の推移及び印  
刷物の仕様書を比較し、調査・分析することで、かなり高い  
精度で翌年度の入札における予定価格が類推でき、入札前に

予定価格を公表するのと同じことになる」と主張する。さらに、そのようなことになれば、業者の見積努力を損なわせる、談合を誘発する等により、落札価格が高止まりとなる等の弊害が考えられ、京都府の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる」と主張する。

予定価格の公表に関して、実施機関の説明によれば、京都府においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の施行を受けて、土木建築工事及び建築設備工事（以下「工事」という。）及び測量・地質調査・土木関係等コンサルタント業務（以下「委託」という。）並びに物件の製造の請負・買入業務（以下「製造等」という。）に係る入札の過程及び内容に関する公表基準（平成15年7月1日付け5会第209号出納長通知）を定め、工事及び委託に係る入札の際の予定価格を事前に公表している。

確かに、本件情報を公にすれば、その結果、かなり高い精度で翌年度の入札における予定価格を類推できると考えられる。しかしながら、前述のように、入札制度の運用に当たって、予定価格を公表することが既に行われている領域があることが示すように、予定価格が類推できたとしても、その予定価格の範囲内で適正な競争が行われることは、可能なのであって、予定価格が類推できることが直ちに実施機関が主張するような京都府の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは、必ずしも言えない。

本件情報を公にして、その結果、予定価格が類推できるとしても、そのような枠組みの中で談合によって競争が阻害される行為が正当化されることはない。予定価格を積極的に公表している他の入札分野においても、談合が正当化されることがないのは明らかである。予定価格を積極的に公表しつつ、公正かつ自由な競争を確保することを目指すのが近時の入札制度改善の傾向であり、行政機関が保有する情報の原則公開という条例の本旨に照らせば、本件情報を公開することによ



って談合を誘発するという理由で、入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえない。

以上の点を鑑みると、実施機関の主張は、理由があるとはいえない。

よって、本件情報を公にしても、今後の事務事業の適正な執行に対して、著しい支障を生じるおそれがあるとは認められない。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。